

規 則

東日本大震災及び東日本大震災以外の原子力災害に対処する業務に係る特殊勤務手当の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年七月七日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会規則七―一〇三四

東日本大震災及び東日本大震災以外の原子力災害に対処する業務に係る特殊勤務手当の特例に関する規則の一部を改正する規則

東日本大震災及び東日本大震災以外の原子力災害に対処する業務に係る特殊勤務手当の特例に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―九三九）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東日本大震災及び東日本大震災以外の原子力災害等に対処する業務に係る特殊勤務手当の特例に関する規則

第一条中「第三十二項」を「第三十三項」に、「及び東日本大震災」を「、東日本大震災」に改め、「原子力災害に対処する業務に係る特殊勤務手当の特例」の下に「及び防疫業務手当の特例」を加える。

第七条中「及び東日本大震災」を「、東日本大震災」に改め、「原子力災害に対処する業務に係る特殊勤務手当の特例」の下に「及び防疫業務手当の特例」を加え、同条を第八条とし、第六条を第七条とし、第四条から第五条までを一条ずつ繰り下げ、第三条の次に次の一条を加える。

第四条 条例附則第三十三項の心身に著しい負担を与えるものとして委員会規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者（以下「患者等」という。）に接して行う診察、検査、治療又は看護
- 二 患者等の移送
- 三 患者等が療養する施設の当該ウイルスによって汚染されている区域において行う業務
- 四 警察職員が行う捜査、被疑者の逮捕、留置施設における看守、被疑者（被告人その他法律により拘禁されている者を含む。）の護送又は遺体取扱作業であって、その対象が患者等である業務
- 五 前四号に掲げる業務に相当すると人事委員会が認める業務

附 則

この規則は、公布の日から施行し、東日本大震災及び東日本大震災以外の原子力

災害等に対処する業務に係る特殊勤務手当の特例に関する規則の規定は、令和二年一月二十八日から適用する。